

各委員からのご意見及びそれに対する考え方について

資料3 「第9次中間とりまとめ（案）」

委員からのご意見

【大橋委員】

需給調整市場における望ましい行為として、満たされるべき価格登録の式を示しています。これが監視の基準となるとの認識ですが、一般に市場監視において競争政策上、一定の法則を満たしていれば可とする（遵守している限りは業務改善命令等の対象とはならないことを明言する）ような機械的な監視を取ることは、わが国の競争政策当局の実務からしても、稀なのではないかと思えます。

こうした機械的な監視方法は、監視の目をかいくぐる市場支配力行使がなされがちになることは競争政策の実務ではよく知られていることであり、市場支配力がわが国でも問題にされる中で、市場環境に応じて、市場支配力という可視化できない現象が変容することを念頭に置けば、この現象を客観的なデータからどうとらえるのかは常にアップデートが求められるはずであり、海外のプラクティスや学会の動向に常に目を向けながら、専門的な能力を弛みなく向上させる努力が不可欠に思えます。

その点でも、望ましい行為として機械的な監視方法を示すこと、そしてそれを詳細に規定して依拠することは、需給調整市場のみならず、全ての主な取引市場の監視において、早めに改善されるべきと思えます。

（ご意見踏まえた修正）

ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。

【小宮山委員】

第9次中間とりまとめ（案）における需給調整市場、容量市場の市場整備の方向性に賛同いたします。調整力の取引状況を踏まえ、容量市場において、市場で必要となる調整力が量的・効率的に確保されているかどうか注視し、必要に応じて対策を検討することも今後大事になるのではないかと考えております。需給調整市場と容量市場とが総合的に有効に機能しているかどうかを注視することも大事ではないかと考えております。

(ご意見踏まえた修正)

ご示唆を頂きましたとおり、容量市場と需給調整市場が有効に機能しているかどうかを引き続き注視してまいります。

【辻委員】

p. 5 (2) 三次調整力②の取引状況と課題について、「調達費用は前年同月対比で増加しているエリアもみられる」との記載については、前年の調達量不足の状況についても言及しておく必要は無いでしょうか。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、p. 6の記載を一部修正しました。

【小川オブザーバー（関西電力株式会社）】

(需給調整市場)

p. 8の(5)(今後の検討の方向性について)において、発動制限される Δ kWの負担や代替の実施主体・責任主体の整理を進めるとされております。

第73回制度検討作業部会において、発動制限される Δ kWの取り扱いについて3案が示されておりましたが、供出事業者に代替 Δ kWの確保やその負担を求められると応札インセンティブが失われるため、その他の対応方法として発動制限が発生しない約定処理の在り方も含めて検討いただくよう発言しました。

今後の検討において、3案に限らず幅広い検討が重要であると考えられるため、取りまとめにあたっては、そのような意見があった旨を記載いただきたいと思います。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、p. 9の記載を修正しました。

【小林オブザーバー（出光興産株式会社）】

需給調整市場について

これまでの議論を整理いただいております。異論はございません。気になる点は、三次調整力①の応札量不足などを見るに、JEPX スポット市場などの他市場を含めた各種 Δ kW と kWh の配分が最適にできているのか、今後 Δ kW の商品が増えてくる中でも本来の全体最適から乖離しない状態が継続できるのか、という点であり、その実現可否は市場参加者である発電・小売両事業者にとって影響は大きいと考えます。当部会では速やかに打てる手を着実に打って全体最適からの乖離を抑制しつつ、全体最適を実現する市場再設計についても「あるべき卸電力市場、需給調整市場及び需給運用の実現に向けた実務検討作業部会」で検討を進めていただきたいと思います。

容量市場について

追加オークション、リリースオークション共に整理いただいた内容に異論ありません。今後とも、これらの市場が本来の趣旨を逸脱した裁定取引の場となることを回避し、kW確保に係るコストの最適化につながるものであり続けるよう、定期的に制度のチェックをお願い致します。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、今後検討してまいります。

【新川オブザーバー（電力・ガス取引監視等委員会）】

p. 7 の「三次調整力②の価格規律について」は、以下のとおり修正されてはどうか。

(4) 三次調整力②の価格規律について

2022年夏季において、三次調整力②の約定価格が上昇。最高約定価格は347.8円/kW・30分となり、過去最高となった。こうした価格高騰を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、報告徴収等が行われ、合理的な行動となる価格で入札を行っているかなど確認・分析が行われた。

その結果、機会費用と逸失利益の計上に関する考え方について事業者毎に解釈が異なることが判明した。また、電源の起動並列において、調整力として使用しない最低出力を維持するための電力分を、他のユニットの出力下げることにより調整し、出力を下げたことにより余力分が生じたユニット（以下「持ち下げ供出機」という。）を需給調整市場に入札している事業者が複数確認された。その際、起動供出機の起動費相当分を機会費用として計上している事業者がいることが確認された。さらに、その他約定したユニットを必ず起動しなければならないという整理はないものの、三次調整力②に応札し、約定したが、実需給時に起動していないユニットが存在することが判明し、その場合の起動費の扱いも事業者毎に異なることが確認された。

第79回制度設計専門会合において、分析結果を踏まえ、それらの入札行動に関する整理が行われた。また、機会費用や逸失利益については引き続き検討することとした上で、第400回電力・ガス取引監視等委員会において、需給調整市場ガイドラインを改定することの建議が行

われた。

電力・ガス取引監視等委員会の建議を踏まえ、需給調整市場ガイドラインの改定内容について審議を行ったところ、本改定案は、電源側の費用を必要な範囲で回収しつつ、その適正化を図るものであり、より合理的な入札行動に資すると考えられることから、建議のとおり需給調整市場ガイドラインを改定することとした。

p. 8の「今後の検討の方向性について」は、以下のとおり修正されてはどうか。

(5) 今後の検討の方向性について

三次調整力②は、調達費用が再エネ賦課金から供出されていること等を踏まえると、使用率向上に向けた対応や、再エネ予測誤差削減に向けた取組みは不断に取り組むべきものである。また、分散型リソース、脱炭素調整力、ネガポジ電源の市場参入といった応札量の増加に係る議論や、実需給が近づき余剰となることが明らかとなった三次調整力②の時間前市場への供出などの検討も進めている。

一方で、三次調整力①についても、調達不足が懸念となっており、調達のタイミングをはじめとした見直し等について、関係各所と連携して検討を進める。

三次調整力②、三次調整力①においては、取引開始後にそれぞれ調達量の未達や調達費用の大規模な上昇といった問題が生じている。これらの問題は、2024年度に取引が開始される他の商品においても共通の課題となりうることから、2024年度に調達を始める前に、調整力の調達が効率的なものになっているか、改めて関係各所と連携の上、検討を進めていく。

また、ノンファーム電源については、当面の間は問題なく市場に参加可能としたところ、今後発動制限される Δ kWをどのような考え方で負担するか、発動制限された Δ kWの代替の実施主体及び責任主体については、早急に整理を進める。また、2027年度以降の対応については混雑見通し等を踏まえつつ別途検討を行う予定である。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、p. 7の記載を一部修正しました。

【花井オブザーバー（中部電力株式会社）】

第73回制度検討作業部会における Δ kWの発動制限について、委員やオブザーバーの発言を踏まえ、事務局から、「応札インセンティブの確保や事業者の予見性の確保を踏まえながら幅広く検討する」と回答いただきましたので「今後の検討の方向性について」に追記をお願いします。

追記案：8頁（5）4段落目2行目

また、ノンファーム電源については、当面の間は問題なく市場に参加可能としたところ、まずは、 Δ kWについては極力発動制限されないよ

うにするとともに、応札インセンティブの確保や事業者の予見性の確保を図る。なお、発動制限された Δ kW の代替の実施主体及び責任主体についても、早急に整理を進める。

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、p. 9 に事業者の応札インセンティブに関して記載しました。

【山次オブザーバー（電力広域的運営推進機関）】

需給調整市場について

p. 8 (5) 今後の検討の方向性について

三次調整力②は、調達費用が再エネ賦課金から供出されていること等を踏まえると、使用率向上に向けた対応や、再エネ予測誤差削減に向けた取組みは不断に取り組むべきものである。

「使用率の向上」は直接的に FIT 交付金削減につながるものではないため、「調達量の低減」の方が適切と考える。

容量市場について

p. 18 発動指令電源の調達量の扱い の2行目

「3%を調達上限容量（追加オークションでの設定なし）と設定」との記述について、追加オークションで上限を設定していないと誤解される恐れがあるため、（追加オークションの募集枠の設定なし）とし、注釈、もしくは文末に補記を移してはどうか。

p. 18 「発動指令電源の調達量の扱い」の3行目

2021年度メインオークション(実需給2025年度)は「3%」であり、追加オークションでもう1%取ることにしていますので、原案の表現は誤りになります。

同様に、2022年度メインオークションは4%、追加オークションで1%、仕上がりを示す数値として5%になります。したがって、以下の修正でいかがでしょうか。

(原案)「その後、発動指令電源の調達上限は、2021年度メインオークション（実需給2025年度）において4%、2022年度メインオークション（実需給2026年度）において5%とメインオークションにおける設定を変更し、追加オークションでは発動指令電源の調達上限を1%として実施する見直しを行った。」

(修正案)「その後、発動指令電源の調達上限は、実需給 2025 年度に向けては 4 % (2021 年度メインオークションで 3 %、追加オークションで 1 %)、実需給 2026 年度に向けては 5 % (2022 年度メインオークションで 4 %、追加オークションで 1 %)として実施する見直しを行った。」

p. 19 参考図 3-1 のタイトル

事後的に→「事後的な」に修正してはどうか。

p. 19～20 参考図 3-2、参考図 3-3 のタイトル

(原案)「(参考図 3-2)メインオークション(実需給 2025 年度以降)における激変緩和措置」

(原案)「(参考図 3-3)追加オークション(実需給 2024 年度)における激変緩和措置」

→「激変緩和措置」ではなく、全体の文章との平仄をとるため、「経過措置」に表現の修正をお願いします。

p. 20 2. オークションでの約定価格と NetCONE の関係ごとの扱いのタイトルと 1 行目

「約定価格と NetCONE の関係ごとの扱い」という表現がわかりにくく、NetCONE を論じている訳ではないため、「約定価格に応じた経過措置の適用の扱い」としてはどうか。

p. 20 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱い の 3 行目

設計効率の基準が求められるのは入札時点ではなく、実需給期間になります。電源登録前の妥当性等の審査において改修や新設内容等が合理的に説明できる場合は、改修や新設の完了の保留条件付きで審査対象となります。

(原案) 対象 : 入札時点で設計効率 42%未満の石炭火力

(修正案) 対象 : 設計効率 42%未満の石炭火力

p. 21 (調達オークションの監視) の 1 行目

メインオークションと比較して非常に小さな市場規模→「メインオークションと比較して小さな市場規模」に修正してはどうか。ガイドライン p. 33 の表現との平仄のため。

p. 22 (リリースオークションにおける価格形成への対応) 1 段落 3 行目

「容量拠出金を減少させる仕組み」は、以降の説明文章とも平仄をあわせるため「容量拠出金を低減させる仕組み」と修正してはどうか。

p. 23 (リリースオークションにおける価格形成への対応) 2段落3行目

応札価格のまま低価格で約定した場合は、→「その札が約定価格を決定し、低価格で約定した場合は、」に修正してはどうか。

p. 27 (イ) 追加オークション の4行目

「又はリリース」は不要ではないか。

一文目に、リリースも包含されていると解釈でき、二分目では、メインで調達しなかった2%を追加オークションで調達するかどうかに関する記述であり、調達していない供給力についてリリースを判断することはないものと認識。

p. 31 (2) リリースオークション (ア) 対象電源等 の1行目

容量確保契約締結で定められた容量→容量確保契約で決められた容量に修正してはどうか。

p. 38 「(1) 最低価格設定の意義」の1行目

対象となるような参加者がいて、その価格で約定するかがポイントで、たとえ少なくとも弊害があるとしていますので、「多くの」は無しになります。

また、「事業者が発生する」は、リクワイアメントが主語ですので「電源等が発生する」との表現となります。

(原案) 多くの参加事業者ができるだけ低い応札価格でのリリースを目的として応札する可能性があり、容量拠出金が低減しないにもかかわらず容量市場のリクワイアメント対象外の事業者が発生する可能性がある。

(修正案) 参加事業者ができるだけ低い応札価格でのリリースを目的として応札する可能性があり、容量拠出金が低減しないにもかかわらず容量市場のリクワイアメント対象外の電源等が発生する可能性がある。

p. 38 脚注 26 脚注 26 は以下ではないでしょうか。

(原案) 「なお、市場が分断した場合等の状況に応じて、「5」⑤及び「6」⑥の順序については変動する。」

(修正案) 「4」及び「5」の順

(ご意見踏まえた修正)

ご意見を踏まえ、p. 8 の記載を一部修正しました。

下記のご意見について、ご示唆頂いたとおり修正し、本来意図する内容を明確にいたしました。

p. 18 発動指令電源の調達量の扱い の2行目

p. 19 参考図 3-1 のタイトル

p. 19～20 参考図 3-2、参考図 3-3 のタイトル

p. 20 2. オークションでの約定価格と NetCONE の関係ごとの扱い のタイトルと1行目

p. 23 (リリースオークションにおける価格形成への対応) 2段落3行目

p. 27 (イ) 追加オークション の4行目

p. 31 (2) リリースオークション (ア) 対象電源等 の1行目

p. 38 「(1) 最低価格設定の意義」の1行目

下記のご意見について、ご指摘を頂いたとおり、内容に誤りがあることから修正いたしました。

p. 18 「発動指令電源の調達量の扱い」の3行目

p. 20 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱い の3行目

p. 38 脚注 26

下記のご意見について、ご示唆頂いたとおり修正し、他の文章と平仄を合わせました。

p. 21 (調達オークションの監視) の1行目

p. 22 (リリースオークションにおける価格形成への対応) 1段落3行目

※その他の委員においては、事務局案について、異論なしの旨、ご回答いただいております。

<事務局の考え方>

・委員及びオブザーバーのご意見について、事務局で精査した上で、第9次中間とりまとめ(案)のとおり修正いたしました。

<大橋座長取りまとめ>

・第9次中間とりまとめ(案)については、委員及びオブザーバーのご意見を踏まえて修正も行っていますので、事務局においては必要な手続きを進めてください。